

別紙1

木津川市保育所条例の一部を改正する条例（案）

木津川市保育所条例（平成19年木津川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条中「日日保護者の委託を受けて保育に欠ける児童を保育する」を「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う」に改める。

第3条を第8条とし、第2条の次に、次の5条を加える。

（保育料）

第3条 市の設置する施設で特定教育・保育を受けた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子どもに係る支給認定保護者及び扶養義務者（以下「利用者」という。）は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定に基づき、利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して政令で定める額を限度として市が定める額（以下「利用者負担額」という。）とし、市長が別に定める。

（延長保育料）

第4条 利用者は、第1条に規定する保育所のうち、相楽保育園、清水保育園、木津保育園、相楽台保育園、木津川台保育園、いづみ保育園、南加茂台保育園、やましろ保育園及びやましろ保育園分園が実施する延長保育事業を利用した場合は、延長保育料を納付しなければならない。

2 前項の延長保育料の月額は、3,000円を上限とし、市長が別に定める。

3 第1項の延長保育料の1回当たりの額は、30分当たり200円を上限とし、市長が別に定める。

（利用者負担額等の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額及び延長保育料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、前項の減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により減免を受けたことが判明したとき。

(利用者負担額等の返還)

第6条 既納の利用者負担額及び延長保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の滞納措置)

第7条 市長は、保護者が利用者負担額及び延長保育料を正当な理由なくして指定期限内に納入しなかった場合は、必要な措置を執る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(木津川市保育の実施に関する条例の廃止)

2 木津川市保育の実施に関する条例（平成19年木津川市条例第116号）は、廃止する。